

レイカディア滋賀プラン改定素案の概要

序章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

認知症高齢者の顕在化、団塊の世代が高齢者の仲間入りするなどの課題や介護保険制度の見直しに対応するため、レイカディア滋賀プランを平成18年3月に策定
 その後の高齢者を取り巻く新たな課題に対応するため、今回改定を行う。

2 計画の性格

レイカディア構想の「政策指針」と法定計画の「老人福祉計画」、「介護保険事業支援計画」を一体化した、本県の高齢者施策に関する総合的な計画

参考

介護保険法第116条：厚生労働大臣は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。
 同法第117条：市町村は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(介護保険事業計画)を定める。
 同法第118条：都道府県は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(介護保険事業支援計画)を定める。
 介護保険施設等の必要定員総数、その他介護給付等対象サービスの量の見込み
 介護保険施設等における生活改善を図るための事業に関する事項 介護サービス情報の公表に関する事項
 介護サービス等従事者確保・資質向上 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 その他都道府県が必要と認める事項

3 計画の期間

平成21年度から平成23年度までの3か年の計画

4 計画の構成

基本構想
 平成27年(2015年)の高齢者の姿を展望して「基本理念」、「基本目標」を定める。
 実施計画
 平成21年度～平成23年度において県が行う取り組みを明らかにする。

5 保健福祉圏域

現在の計画と同様の7保健福祉圏域(大津、湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西)

<基本構想>

第1章 高齢者を取り巻く状況

1 高齢化の進展とその特徴

急激な高齢化
 高齢化率(65歳以上人口の割合)
 H20.4 19.4%
 高齢期の長期化
 75歳以上人口の割合 H20.4 9.3%

2 高齢者の状況

要介護等高齢者の増加
 要介護等認定率(第1号被保険者)
 H19 15.1%
 認知症高齢者は要介護等高齢者の約半数
 高齢者のみ世帯の増加

3 県民の意識

高齢期の生活不安がある人が8割強
 介護されたい場所
 住み慣れた自宅
 高い就業意欲・活動意欲

4 社会の変化

予防重視型システムの確立など介護保険制度の見直し
 長寿医療制度創設
 医療制度改革に伴う療養病床再編成の動き

5 団塊の世代

県の団塊の世代は約7万人
 多様な価値観を持った団塊の世代は平成27年(2015年)には65歳以上になりきる

第2章 計画のめざすもの

1 基本理念

みんなで創りあげる
 「レイカディア～湖の理想郷」

2 基本目標

- (1) 「元気で活動的な85歳」への仕組みづくり
- (2) 住みよい明るい地域づくり
- (3) 人が生き・活かされる社会づくり
- (4) 支え合いともに築き上げる理想郷づくり

3 元気創造滋賀モデル

滋賀県では、元気で活動的な85歳を目指して高齢者のチャレンジを支援する仕組みづくりとレイカディアを具現化する拠点づくりを進めるよう努めます。

4 3つの指標

レイカディア指標(平成26年度目標)
 健康長寿社会の実現と安心システムの構築に向けた取り組みの成果を評価する「2015年の将来像を示す指標」とともに目指そう指標(平成23年度目標)
 協働・連携による取り組みの成果を評価する「協働と参画の取り組み努力をはかる指標」
 介護サービス等整備目標値(平成23年度目標)

第3章 基本的な考え方

県民、事業者、市町、県等がともに手を携えて取り組みを進めるため誰もが重視しなければならない3つの視点

(1) 自立

レイカディア指標
 日常生活の充実度 H26年度 90%
 健康寿命 男性 H26年度 79.3
 女性 H26年度 86.1

(2) 社会参加

レイカディア指標
 高齢者の仕事以外の活動度 H26年度 80%
 高齢者の就業状況 H26年度 30%

(3) セーフティネット

レイカディア指標
 高齢期の生活の安心度 H26年度 50%

第4章 取り組みの重点的方向

1 健康長寿の促進と元気創造

高齢者が健康で生きいきとした生活ができるだけ長く継続できるための取り組みを進めます。

2 みんなで支える長寿社会の構築

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるための取り組みを進めます。

3 高齢者の尊厳の保持

高齢者が個人として尊重されその人らしく暮らしていけるための取り組みを進めます。

4 サービス基盤の整備

介護予防サービスの充実、介護や支援が必要な高齢者が必要なサービスを必要に応じて利用できるための取り組みや介護人材の確保・定着を図るための取り組みを進めます。

5 利用者本位のサービス提供の推進

介護や支援が必要な高齢者がニーズに応じた質の高いサービスを効果的に提供される仕組みづくりへの取り組みを進めます。

<実施計画>

平成21年度から平成23年度において県が行う高齢者施策の取り組み～5つの「取り組みの重点的方向」を踏まえた具体的な方向性(ともに目指そう指標を設定)

第5章 保健福祉サービスの状況

介護保険サービス
 訪問介護や通所介護、短期入所等の居宅サービスの利用割合が高い。介護保険施設への入所希望は高い状態が続いている。
 地域支援事業
 すべての市町においてそれぞれの地域の実情にあわせた取り組みが進んでいる。
 保健サービス
 従来の老人保健事業は、特定検診・保健指導を含む「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められたもの以外は、健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施している。

第6章 計画期間における高齢者の状況(11月集計値)

高齢化率	H20年度 19.4%	H23年度 20.6%	H26年度 22.7%
要介護認定率(第2号被保険者含む)	H19年度 15.1%	H23年度 17.0%	H26年度 16.9%

第7章 健康長寿の促進と元気創造

生きがいづくりの推進
 健康づくりの推進
 県民主導の介護予防の推進

第8章 みんなで支える長寿社会の構築

地域共生の社会づくり
 地域ケアシステムの構築
 生活環境の整備

第9章 高齢者の尊厳の保持

認知症高齢者対策の推進
 権利擁護の取り組みの推進

第10章 サービス基盤の整備

サービス提供体制の整備(サービス整備目標値)
 保健福祉サービス従事者の確保

第11章 利用者本位のサービス提供の推進

保健福祉従事者の専門的資質の向上
 サービスの質の確保と向上
 サービス選択を可能にする仕組みづくり

第12章 計画の円滑な推進

1 推進体制

県だけでなく、県民や地域、NPO、ボランティア、関係団体、市町等がパートナーシップのもと、それぞれの立場で役割と責任を分担し、協働・連携のもと一体となって取り組みを推進します。

2 進行管理と評価

計画の達成状況については、あらかじめ設定された指標等を用いて進行管理に努めます。

1 健康長寿の促進と元気創造 <第7章>

(1) 生きがいづくりの推進
・高齢期の生活が健やかで心豊かになるよう、生涯学習・生涯スポーツ、高齢者組織や人材の育成、就労支援を進めます。

(2) 健康づくりの推進
・一人ひとりのライフステージに応じた総合的な健康づくりを進めます。

(3) 県民主導の介護予防の推進
・すべての県民が自主的・継続的に介護予防に取り組み、自分のライフスタイルとしていけるよう、「県民主導の介護予防」を進めます。



高齢者を中心とした社会活動グループの登録数
平成19年度 536グループ 平成23年度 566グループ

県民が特定健康診査を受診する割合(40歳以上75歳未満の対象者)
平成24年度 70.0%

地域支援事業(介護予防事業)の特定高齢者施策(通所型介護予防事業および訪問型介護予防事業)に参加した高齢者数
平成19年度 1,748人 平成23年度 3,500人

2 みんなで支える長寿社会の構築 <第8章>

(1) 地域共生の社会づくり
・県民の意識を高め、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを進めます。

(2) 地域ケアシステムの構築
・高齢者が地域において安心して生活が送れるよう、地域ケアを推進するとともに在宅医療の強化を図ります。

(3) 生活環境の整備
・高齢者に配慮した居住環境の整備や安全な生活環境の整備を進めます。



地域ふれあい介護施設の整備数
平成19年度 55箇所 平成23年度 78箇所

保健福祉圏域ごとの認知症ケアに関わる保健・医療・福祉の専門職による顔の見えるネットワークの形成
平成19年度 3圏域 平成23年度 7圏域

介護保険施設・指定事業所において減災のためのマニュアルを作成している施設の割合
介護保険施設・指定事業所
平成19年度 37.7% 平成23年度 60%

社会福祉施設
平成19年度 66.0% 平成23年度 100%

3 高齢者の尊厳の保持 <第9章>

(1) 認知症高齢者対策の推進
・認知症の人と家族を支援するために、早期発見・早期対応の体制整備や認知症の人に対する介護技術の普及を図ります。

(2) 権利擁護の取り組みの推進
・高齢者が尊厳を持って暮らしていけるよう、虐待防止や権利擁護の取り組みを進めます。



認知症相談医の登録
平成19年度 233人 平成23年度 260人

高齢者成年後見支援センターにおける高齢者虐待・成年後見相談件数
平成19年度 70件/年 平成23年度 100件/年

身体拘束をしていない介護保険施設・事業所の割合
平成19年度 48.8% 平成23年度 100%

4 サービス基盤の整備 <第10章>

(1) サービス提供体制の整備
・特別養護老人ホームをはじめとしたサービス提供体制の整備を進めます。
・介護保険施設等の個室ユニットケア施設の整備を推進します。
・療養病床の再編成にあたっては、入院患者や家族が不安を抱くことなく転換が円滑に図られるよう指導、助言や情報提供に努めます。

(2) 保健福祉サービス従事者の確保
・介護人材が不足している現状を踏まえ、日々多様化、高度化していく介護ニーズに的確に対応できるよう、介護人材の確保・定着を図るための取り組みを進めます。



介護保険サービスの利用者の割合
介護保険施設および居住系サービス利用者の要介護2～5の認定者に占める割合
平成19年度 32.3% 平成23年度 35%以下 平成26年度 35%以下

介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設利用者のうち要介護4～5の認定者が占める割合
平成19年度 58.0% 平成23年度 62%以上 平成26年度 71%以上

個室ユニットケア型施設の整備割合
介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設の定員数のうち個室ユニットケア型施設の定員数の割合
平成19年度 18.9% 平成23年度 35%以上 平成26年度 56%以上

指定介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設の定員数のうち個室ユニットケア型施設の定員数の割合
平成19年度 30.2% 平成23年度 47%以上 平成26年度 76%以上

介護職員のうち介護福祉士が占める割合
平成18年度 26.3% 平成23年度 31%

5 利用者本位のサービス提供の推進 <第11章>

(1) 保健福祉サービス従事者の専門的資質の向上
・研修の充実など、保健福祉サービス従事者の質の向上を進めます。

(2) サービスの質の確保と向上
・事業者自身のサービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

(3) サービス選択を可能にする仕組みづくり
・利用者自身がサービスを選択できるよう、「介護サービス情報の公表」や様々な情報提供、広報啓発活動を推進します。

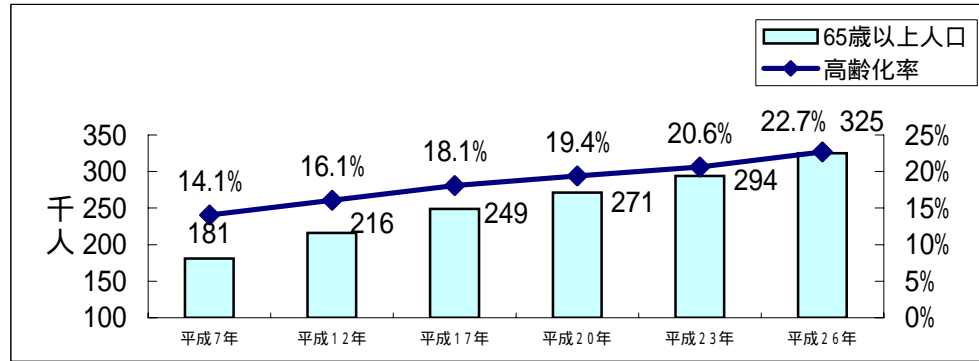


認知症専門指導士の認証数
平成19年度 16人 平成23年度 21人

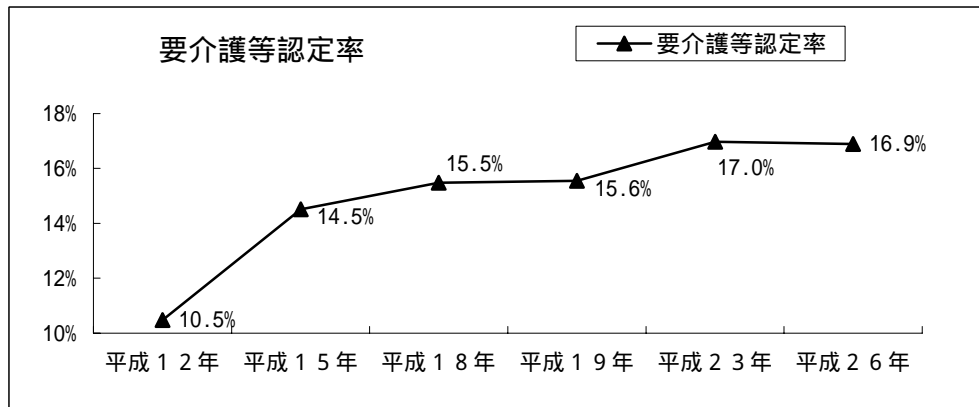
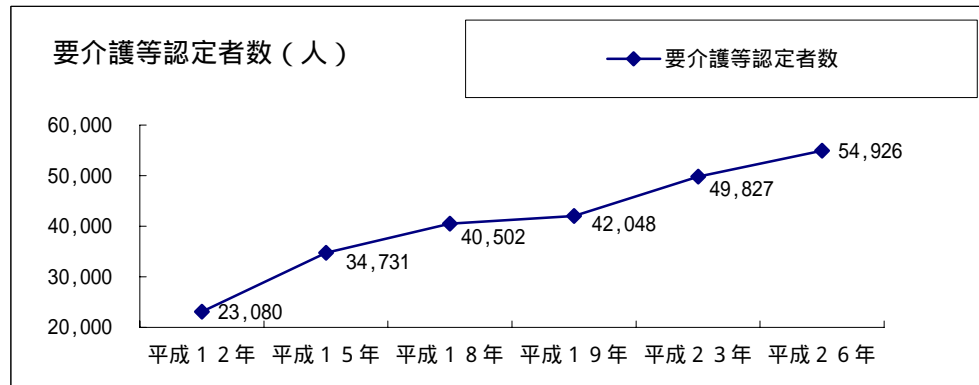
介護サービス事業者の自己評価の実施率
平成19年度 74.8% 平成23年度 100%

介護サービス情報の公表サイトへのアクセス数
平成19年度 24,318件/年
平成23年度 30,000件/年

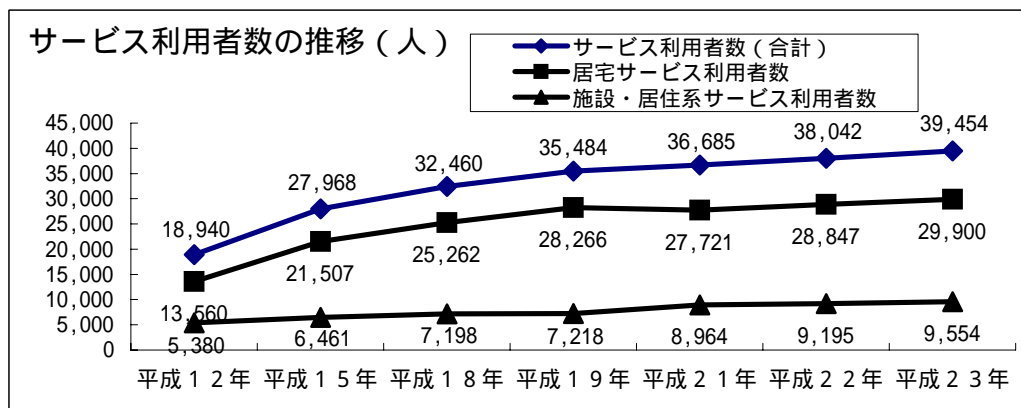
65歳以上(高齢者)人口・高齢化率の推移



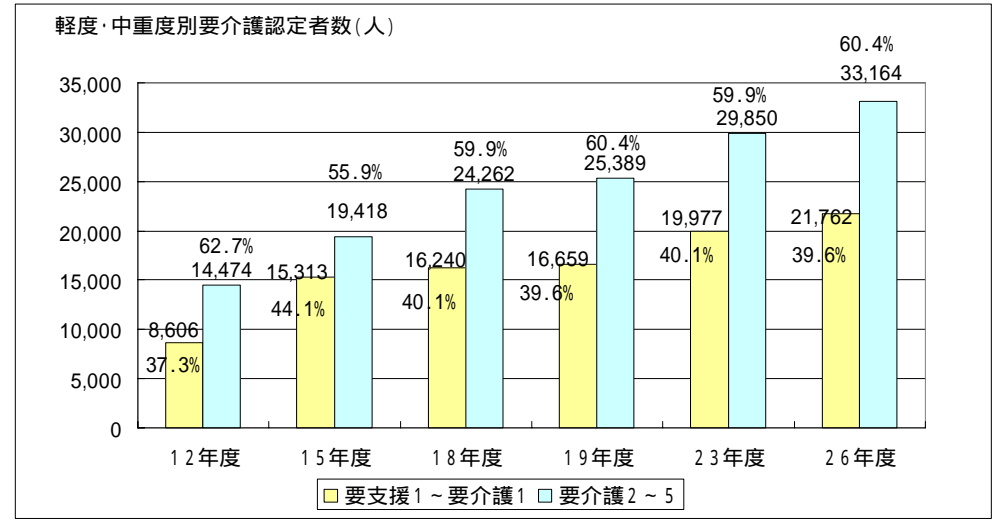
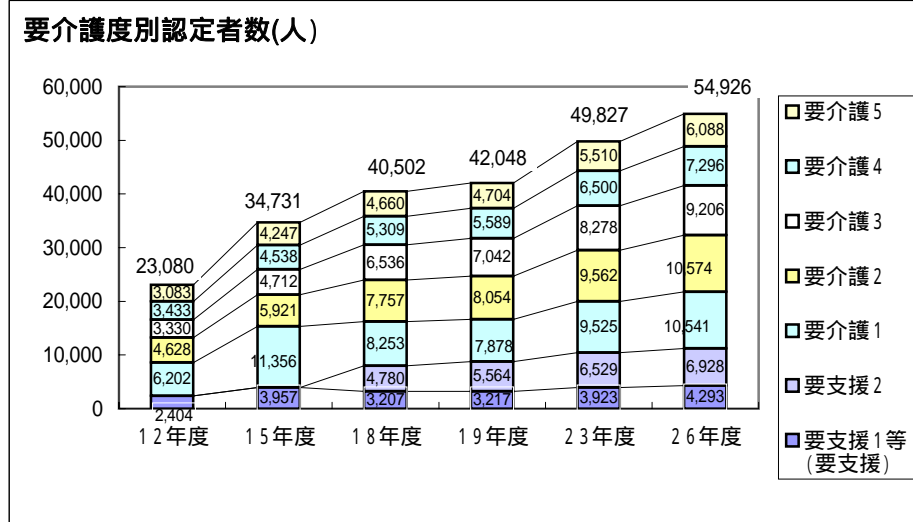
要介護等認定者数・認定率の推移(第2号被保険者を含む)



サービス利用者数の推移(第2号被保険者を含む)



要介護度別認定者の推移(第2号被保険者を含む)



【主なサービス量の見込み(11月暫定値)】 介護サービス等整備目標値 < 第10章 >

主な在宅サービス量の見込み(介護給付) < 11月集計暫定値 >

サービスの種類	単位	平成19年度実績	平成21年度見込み	平成22年度見込み	平成23年度見込み
訪問介護	回/年	1,186,804	1,413,407	1,468,862	1,516,835
訪問看護	回/年	173,801	199,438	207,549	211,980
通所介護	回/年	1,208,622	1,549,009	1,621,644	1,680,018
短期入所生活介護	日/年	362,686日	574,323日	599,027日	613,147日
小規模多機能居宅介護	延人数	1,190	3,092	3,658	4,317

施設整備数(県全体) < 11月集計暫定値 >

	サービス整備数		備考
	平成20年度末整備見込み	平成23年度末整備見込み	
指定介護老人福祉施設(地域密着型含む) (入所定員数)	4,260人	4,893人	市町の見込み量を積み上げて設定
介護老人保健施設 (入所定員数)	2,360人	2,764人	〃
指定介護療養型医療施設 (入所定員数)	856人	751人	〃
介護専用型特定施設(地域密着型含む) (入居定員数)	0人	20人	〃
認知症高齢者グループホーム	1,063人	1,328人	〃
介護保険施設・居住系サービス計	8,539人	9,756人	
介護専用型以外特定施設 (必要利用定員総数)	631人	872人	市町の見込み量を積み上げて設定
養護老人ホーム (入所定員数)	485人	485人	
ケアハウス (入所定員数)	576人	576人	

高齢者人口推計、要介護者等の状況、各サービス量の見込み等の数値については、市町の老人福祉計画・介護保険事業計画策定過程における平成20年11月の取りまとめ結果を基に、市町数値を積み上げたものです。
今回の数値は、最終的なものではなく、今後の市町における老人福祉計画・介護保険事業計画づくりの過程の中で変動が見込まれるものであり、確定するのは平成21年3月の予定です。